

## 参 考 資 料

用語解説	43
神戸市歯科口腔保健推進条例	48
「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」策定経過	52
神戸市歯科口腔保健推進検討会 委員名簿	53
神戸市歯科口腔保健推進検討会 要綱	54
神戸市歯科口腔保健推進懇話会 委員名簿	55
神戸市歯科口腔保健推進懇話会 要綱	56
神戸市の現状および国の目標値（詳細版）	57
歯科口腔保健推進に関する法律	59
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	62

## 用語解説

### あ

#### あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で包括的な支援が行われる体制（地域包括ケア）を構築するための中核機関であり、高齢者の総合相談窓口などの機能を担う。おおむね中学校区程度の日常生活圏域ごとに設置（78 圏域に 75 センター）、保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置している。また、神戸市では独自に見守り推進員を配置し、ひとり暮らし高齢者などへの見守り活動を行っている。平成 18 年度より設置。

#### 医科歯科連携

患者の情報を共有するために、医科と歯科が密に連絡を取り合うことをいう。両科の連携は、患者が適切な医療を受けるために重要。厚生労働省は、がん治療にあたってのチーム医療を推進するとともに、周術期における口腔機能管理が重要として、医科と歯科の連携を推奨している。

### か

#### 介護予防

高齢者が介護や支援が必要な状態にならず、住み慣れた地域で継続して生活できるように、一人ひとりが元気なうちから生活に気を付けること。また、もし介護や支援が必要になっても、それ以上悪くならないように生活を工夫していくことも含む。

#### かかりつけ歯科医

歯の治療、歯に関する相談、定期健診など、歯と口の健康を日常的にトータルサポートしてくれる身近な歯科医師、歯科医療機関のこと。

#### 噛ミング30（カミングサンマル）

ひとくち 30 回以上噛む（かむ）ことや、嚥下する（飲み込む）までに 30 回程度は必要な硬さの食品や料理を選ぶことを目標にする運動のこと。よくかむことは、だ液の分泌を促し、胃腸での消化・吸収を助けるとともに、「満腹中枢」を刺激し食欲を抑え、肥満予防につながることから、厚生労働省の「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書（平成 21 年 7 月 13 日）」において提唱された。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護を必要とする人や家族からの相談に応じて、適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるようケアプランを作成し、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整などを行う。介護を必要とする人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識および技術を有している。

## 健康創造都市 KOBE

健康寿命の延伸、健康格差の縮小、個人の健康づくり活動と企業の健康経営を通じた市内経済の活性化に向けて、市民と産官学の連携により全ての市民が健康になることを目指したまちづくりの取組。

## 健康寿命

平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

## 口腔機能（こうくうきのう）

かむ（咀嚼）、食べる（摂食）、飲み込む（嚥下）、発音（発声機能）、だ液の分泌などの口の機能のこと。身体的、精神的、社会的に健康な生活を送るためには、口腔機能の維持が重要。

## 口腔機能の向上（介護予防）

口腔機能を維持・向上するために、口腔機能が低下した高齢者を対象に、口腔衛生状態を良好に保ち、誤嚥性肺炎を予防するための口腔ケアの習慣を定着させることや、舌や口の体操などの機能訓練を行うなどの介護予防の取り組み。

## 口腔ケア

狭義の口腔ケアは、歯みがきや舌苔をとる、入れ歯の手入れをするなど、口の中をきれいにして細菌を減らすことをいう。

広義の口腔ケアとは、口の機能を維持・向上するための口の体操や訓練なども含み、食べる・話すなど口の働きを保つために役立つ。

歯みがきなどの口腔清掃、義歯の手入れ、歯石除去、咀嚼・摂食・嚥下のリハビリテーションなどを通じて口腔の健康・機能を維持・増進し、生活の質の向上を目指す取り組み。

## 神戸市地域・職域保健ネットワーク懇話会

働き盛り層の健康レベルの向上と健康寿命の延伸を図るためには、市内における地域保健と職域保健を担う組織の連携により、健康情報の共有や健康づくりのための健康教育などの保健事業を共同で実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効

活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することが重要である。これら地域保健と職域保健との連携を図るにあたり、必要な意見交換を行うとともに、専門的な見地から幅広く意見を求める場として開催している。

## 誤嚥性肺炎

口の中の細菌が、食物やだ液とともに誤って肺に入ってしまったために起こる肺炎。誤嚥性肺炎を予防するために、口腔ケアを行い、口の中の細菌を減らすことが重要。

## さ

### 歯科専門職

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士。

### 歯間清掃用具（しかんせいそうようぐ）

歯ブラシだけでは歯と歯の間の歯垢は取れないため、使用する清掃用具のこと。デンタルフロス、糸つきようじ、歯間ブラシなどがある。

### 歯垢（しこう）、プラーク

細菌の集合体で、むし歯や歯周病の原因となる。うがいでは取れないため、歯ブラシや歯間清掃用具などで、機械的に取り除く必要がある。

### 歯周病（ししゅうびょう）、歯周疾患（ししゅうしっかん）

歯の周囲組織（歯肉、歯を支えている骨など）に炎症がおこる病気。むし歯とともに、歯を失う2大原因となる。口の不衛生、喫煙、歯並びの悪さ、糖尿病などがこの病気と関連している。

### 食育（しょくいく）

さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

神戸市では、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、平成28年3月に「神戸市食育推進計画（第3次）」を策定し、神戸市の食育に関する基本的な事項を定め、食育を推進している。

### 食育（しょくいく） ひろば

家庭で楽しく食育に取り組んでもらうことを目的に、保育所（園）・幼稚園・こども園の保護者を対象に、専門職を講師として派遣し実施している。

## セルフケア

個人が、健康の保持増進に役立つことを自分で行うこと。歯科保健の分野では、歯みがきなどの歯口清掃やフッ化物の利用、禁煙、食生活の改善などが含まれる。

8020 を達成するために「セルフケア」と「プロフェッショナルケア」は、車の両輪として、どちらも重要。

## た

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、なじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、ニーズに応じた住宅に居住することを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保し、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のこと（厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」）

## は

### 8020（はちまるにいまる）運動

自分の歯で一生おいしく食べるために、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。智歯（親知らず）を除く28本の歯のうち、少なくとも20本以上自分の歯があれば、ほとんどの食物をかみ砕くことができ、おいしく食べられることから、平成元年に厚生労働省と日本歯科医師会により提唱された。

### フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。フッ素は自然界に広く存在する物質であり、むし歯予防を目的として、フッ素化合物を利用することをフッ化物応用という。特に歯の質を強化する効果が高いことから、世界各国でむし歯予防に利用されている。利用法としては、フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物歯みがき剤などがある。世界保健機構（WHO）や厚生労働省など国内外の専門機関がその有用性、安全性を含め推奨している。

### プロフェッショナルケア

医師や歯科医師などの専門家による疾病予防や医療、歯科医療のことをいう。歯科保健の分野では、歯科医院にて行う歯科健診、歯みがき指導、歯石除去などの専門的口腔ケア、フッ化物塗布などが含まれる。

## ま

### むし歯（う蝕）

口の中のむし歯菌が糖を利用して酸を作り、その酸によって歯が溶ける病気。自然にはなおらない。口の中をきれいに保つ、甘いものを控える、フッ化物を利用するなど、日頃から気をつけることで予防することができる。

### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

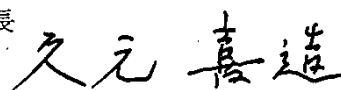
内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常を起こしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のこと。

# 神戸市歯科口腔保健推進条例

神戸市歯科口腔保健推進条例をここに公布する。

平成28年11月8日

神戸市長



神戸市条例第15号

## 神戸市歯科口腔保健推進条例

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、こうべ歯と口の健康づくりプランを策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、本市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とする。

### （基本理念）

第2条 歯科口腔保健に関する施策の推進については、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進させるものであること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。

(3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を定め、計画的に実施し、及び検証する責務を有する。

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第4条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、市が歯科口腔保健に関する施策を実施するにあたり、市との緊密な連携を図り、歯科口腔保健の推進に努めなければならない。

2 保健医療等関係者（保健、医療、福祉及び教育等に係る業務に従事する者であって、歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。以下同じ。）は、市及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健の推進に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けられるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(基本的な事項等)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議のもと、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。



る。

- (1) 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及啓発に関すること。
- (2) 歯科検診及び歯科保健指導の実施及び勧奨その他の歯科疾患の予防対策に関すること。
- (3) かかりつけ歯科医の活用の推進に関すること。
- (4) 障害者、介護が必要な高齢者その他の歯科口腔保健に特別の配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保及び定期的な歯科検診の実施に関すること。
- (5) 災害時における歯科保健医療の提供に関すること。
- (6) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上に関すること。
- (7) 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること。

2 市は、前項の施策を効果的に実施するため、歯科口腔保健を担当する歯科専門人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。

(計画の策定)

第8条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(関係者との協議)

第9条 市長は、前条第1項の計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況を議会に

報告するものとする。

附 則

この条例は、平成28年11月8日から施行する。

## 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」策定経過

開催日程	主な内容
平成29年4月11日	平成29年度 第1回 歯科口腔保健推進検討会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン」策定にかかる意見交換
平成29年7月20日	平成29年度 第2回 歯科口腔保健推進検討会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」骨子案について
平成29年8月23日	平成29年度 第1回 歯科口腔保健推進懇話会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」骨子案について
平成29年10月11日	平成29年度 第3回 歯科口腔保健推進検討会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」素案について
平成29年12月8日	平成29年度 第4回 歯科口腔保健推進検討会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」案について
平成29年12月26日	平成29年度 第2回 歯科口腔保健推進懇話会 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」案について
平成30年1月26日 ～平成30年2月26日	「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」案に関する 市民意見の募集（パブリックコメント）
平成30年3月14日	平成29年度 第5回 歯科口腔保健推進検討会 市民意見募集結果の報告および「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」最終案について
平成30年3月27日	平成29年度 第3回 歯科口腔保健推進懇話会 市民意見募集結果の報告および「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」最終案について
平成30年3月	「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」策定

# 神戸市歯科口腔保健推進検討会

## 神戸市歯科口腔保健推進検討会 委員名簿

◎ 会長

(選出分野別 敬称略)

平成29年12月1日現在

所属	氏名
学識経験者 ◎ 神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科 教授 (兵庫県病院歯科医会 会長)	足立 了平
神戸市歯科医師会 会長 専務理事 常務理事 常務理事 常務理事 常務理事	安井 仁司
	百瀬 深志
	池端 幸成
	杉村 智行
	北上 仁司
	高見 敏昭
病院歯科 神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長	竹信 俊彦
各区歯科医師会 東灘区歯科医師会 会長 灘区歯科医師会 会長 中央区歯科医師会 会長 兵庫区歯科医師会 会長 北区歯科医師会 会長 長田区歯科医師会 会長 須磨区歯科医師会 会長 垂水区歯科医師会 会長 西区歯科医師会 会長	岩本 正人
	片野 清
	三代 知史
	神原 修
	西尾 嘉高
	中塚 要
	定政 規夫
	田口 雅史
	薩摩 佳秀
兵庫県歯科技工士会 会長	宅見 満
兵庫県歯科衛生士会 会長 副会長	上原 弘美
	岩崎 小百合

## 神戸市歯科口腔保健推進検討会 開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日  
保健福祉局長 決定

### (趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例(平成 28 年条例第 15 号)第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を基本とする施策を実施するにあたり、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議を行うため、神戸市歯科口腔保健推進検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

### (委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

### (検討会の公開)

第 5 条 検討会は原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 号)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成 25 年 3 月 27 日市長決定)を適用する。

### (関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、検討会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、保健所保健課長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日より施行する。

## 神戸市歯科口腔保健推進懇話会

### 神戸市歯科口腔保健推進懇話会 委員名簿

◎ 会長 （選出分野別50音順 敬称略） 平成29年12月1日現在

	氏名	所属等
学識経験者	足立 了平	神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科 教授 (兵庫県病院歯科医会 会長)
	◎ 天野 敦雄	大阪大学 大学院歯学研究科長 歯学部長 教授
	伊藤 篤	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
	三宅 達郎	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 主任教授
歯科医療等 関係者	上原 弘美	兵庫県歯科衛生士会 会長
	神原 修	神戸市歯科医師会 副会長
	竹信 俊彦	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長
	広瀬 武久	兵庫県歯科医師会 専務
	安井 仁司	神戸市歯科医師会 会長
保健医療等 関係者	伊藤 清彦	神戸市薬剤師会 会長
	置塩 隆	神戸市医師会 会長
	中野 則子	兵庫県看護協会 会長
	西 昂	神戸市民間病院協会 会長
民間各種団体の 代表者	津田 佳久	神戸商工会議所 総務部長
市民代表	小林 佳代子	ネットモニター公募委員
	服部 貴美子	市民推進員
兵庫県	時岡 早苗	兵庫県健康増進課 歯科口腔保健担当参事
神戸市	北 徹	神戸市医療監

# 神戸市歯科口腔保健推進懇話会 開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日  
保 健 福 祉 局 長 決 定

## (趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例第 9 条に基づき、本市の歯科口腔保健の推進に係る計画を策定し、その進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるにあたり、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議を行い、専門的な意見を聴くため、神戸市歯科口腔保健推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## (委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 民間各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 前 7 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱又は任命する委員の人数は、30 名以内とする。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (懇話会の公開)

第 5 条 懇話会は原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

## (関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、懇話会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、保健所保健課長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日より施行する。

# 神戸市の現状および国の目標値について

すべてのライフステージにおける指標			神戸市	
			策定時	データソース
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	20歳以上	36.9%	H23 市民の健康アンケート (40歳代)	
フッ化物洗口を実施する施設数		247施設 13,016人	H24 こども家庭局教育委員会調査	
咀嚼良好者(一口30回以上よくかむ)の増加	18歳以上	22.0%	H23 市民の健康アンケート	
たばこ歯周病の関係について知っている人の割合		28.9%	H23 市民の健康アンケート	
ライフステージごとの指標			神戸市	
			策定時	データソース
妊娠期	妊婦歯科健康診査の受診率	妊婦	31.2%	H24 妊婦歯科健診
	進行した歯周炎を有する人の割合を減らす	妊婦	38.1%	H24 妊婦歯科健診
乳幼児期	むし歯のない者の割合の増加	3歳児	84.3%	H24 3歳児健診
	不正咬合等が認められる者の割合の減少	3歳児	22.6%	H24 3歳児健診
学齢期	むし歯のない者の割合の増加	6歳児	56.1%	H24 学校保健統計
		12歳児	63.2%	H24 学校保健統計
	1人平均むし歯数	12歳児	0.83本	H24 学校保健統計
	歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	中3	19.3%	H24 学校保健統計
		高3	35.2%	H24 学校保健統計
若年期	歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	18歳～20歳代	—	—
壮年期	進行した歯周炎を有する人の割合を減らす	40歳	36.9%	H24 40歳総合健診 歯周疾患検診
		50歳	—	—
	未処置を有する者の割合の減少	40歳	45.2%	H2440歳総合健診 歯周疾患検診
		50歳	—	—
	喪失歯のない者の割合の増加	40歳	88.8%	H24 40歳総合健診 歯周疾患検診
	24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60歳	57.2% (55-64歳)	H23 市民1万人アンケート
高齢期	咀嚼良好者の増加	65歳～69歳	—	—
	20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	75歳～79歳	37.6% (75歳以上)	H23 市民1万人アンケート
		80歳～84歳		
		75歳～79歳		
		80歳～84歳		
定期的に歯科健診、歯科医療を受けることが困難な者における指標			神戸市	
			策定時	データソース
障害者	障害者入所施設での定期的な歯科健診実施率増加		66.7%	H23 県の調査
要介護高齢者	高齢者入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加		32.3%	H23 県の調査





神戸市			国				
現状値	データソース	動向	年齢	策定時	現状値	動向	H34目標値
63.0%	H28神戸市ネットモニターアンケート		20歳以上	34.1%	47.8% (H24)		65%
282施設 14,436人	H28 こども家庭局 教育委員会調査		—	7,543施設 777,621人 (H22)	12,103施設 1,272,577人 (H28)	—	—
25.9%	H26 食育アンケート		—	—	—	—	—
46.8%	H28 県健康づくり実態調査		—	—	—	—	—
神戸市			国				
現状値	データソース	動向	年齢	策定時	現状値	動向	H34目標値
34.1%	H28 妊婦歯科健診		—	—	—	—	—
38.7%	H28 妊婦歯科健診		—	—	—	—	—
86.5%	H28 3歳児健診		3歳児	77.1%	83% (H27)		90%
23.5%	H28 3歳児健診		3歳児	12.3%	12.3% (H27)		10%
60.6%	H28 学校保健統計		—	—	—	—	—
70.0%	H28 学校保健統計		12歳児	54.6%	64.5%		65%
0.62本	H28 学校保健統計		—	—	—	—	—
19.5%	H28 学校保健統計		中学生・ 高校生	25.1%	25.5%		20%
28.9%	H28 学校保健統計						
26.3%	H28 神戸市ネットモニターアンケート	—	20歳代	31.7%	27.1% (H26)		25%
40.3%	H28 40歳歯周疾患 検診		40歳代	37.3%	44.9% (40~44歳)		25%
					44.6% (45~49歳)		
46.3%	H28 50歳歯周疾患 検診	—	60歳代	54.7%	57.9% (60~64歳)		45%
					60.5% (65~69歳)		
41.6%	H28 40歳歯周疾患検診		40歳	40.3%	35.1%		10%
37.9%	H28 50歳歯周疾患検診	—	60歳	37.6%	34.4%		10%
81.1%	H28 40歳歯周疾患検診		40歳	54.1%	79.5% (35~39歳)		75%
					68.9% (40~44歳)		
62.5%	H28 神戸市ネットモニターアンケート		60歳	60.2%	65.8% (H23)		70%
76.4%	H28 健康とくらしの調査	—	60歳代	73.4%	72.6% (H27)		80%
23.9%	H28 在宅高齢者実態調査						
51.9%	H28 健康とくらしの調査 (高齢者一般調査)		80歳	25%	51.2%		50%
44.0%							
37.3%	H28 在宅高齢者実態調査		80歳	25%	51.2%		50%
29.5%							
神戸市			国				
現状値	データソース	動向	策定時		現状値	動向	H34目標値
69.2%	H28 県調査		66.9%		62.9%		90%
64.1%	H28 介護保険計画実態調査		19.2%		19.0%		50%